

中津市社会福祉協議会寄り合いの場助成事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、中津市社会福祉協議会共同募金に係る各種団体等助成金交付要綱（以下、「助成金交付要綱」という。）に基づき、各地域の拠点場所に子どもや高齢者、障がい者、ボランティアなど様々な地域の方が集い、世代間の交流や安否の確認等、地域の方が生きがいをもって安心して暮らすための「寄り合いの場」を住民の主体性により進める団体等に対し、その活動を実現するため助成し、運営の支援を行うことを目的として必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 本事業の助成金を交付する実施主体は、中津市社会福祉協議会（以下「本会」という。）とする。

(助成対象団体)

第3条 この助成金の対象となる団体は、次の各号に掲げる寄り合いの場を運営する団体とする。

ただし、本会会長が、特に認める場合はこの限りではない。

(1) 地域サロン

下記の対象区域の地域住民で組織するボランティアグループにより、地域の民家や空き家などの社会資源を活用し地域住民が気軽に日常的に参加ができる場所として開所されるもの。

- 対象区域：小学校区（旧小学校校区含む）または中学校区以上の範囲
- 開所回数：週1回以上の開所
- 対象者：乳幼児～高齢者等 地域住民

(2) 広域型いきいきサロン

下記の対象区域の地域住民で組織するボランティアグループにより、地域の公民館や集会所などを活用し、高齢者・障がい者・子ども等、対象をある程度限定し、交流の機会を持つことで、地域社会との関係づくりを目的に行なわれるもの。交流型と活動型に大きく分かれる。

- 対象区域：小学校区（旧小学校校区含む）または中学校区以上の範囲
- 開所回数：月1回以上の開所
- 対象者：高齢者・障がい者・子ども等

(3) いきいきサロン

下記の対象区域の地域の公民館や集会所などを使い、高齢者等の介護予防や引きこもり防止などを目的に、地域のボランティアグループや高齢者などを中心に地域住民の方々が参加・交流できる場所として開所されるもの。

- 対象区域：自治会（複数の自治会単位含む）または集落等、小地域単位
- 開所回数：原則、月1回以上の開所
- 対象者：主に高齢者を中心とした地域住民

※（１）～（３）のいずれも参加者の参加費・会費等を主な財源として運営されていること

※原則として、1開催につき、10～15人程度以上の参加が見込めるものであること

(助成対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費は、団体の運営や活動に関する経費であって、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 運営・活動経費（光熱費、消耗品費、会議費等）
- (2) 研修経費（講師謝礼金及び旅費）
- (3) 施設使用料（部屋代、冷暖房費、灯油代など）
- (4) 備品
- (5) 食材費（一部の弁当代）
- (6) その他、本会会長が必要と認める経費

2 ただし、以下に該当する経費は対象外とする。

- (1) 団体等の人件費
- (2) 飲食費（アルコール飲料など）
- (3) 通信費（携帯の電話代など公私の区別が付きにくいもの）
- (4) その他、本会が適切でないと認めた経費

(助成対象期間)

第5条 助成を受けた日に属する年度内とする。

(助成額)

第6条 次に掲げる金額を助成する。

(1) 【財源】共同募金

①立ち上げ助成

寄り合いの場の立ち上げにつき、1回限り30,000円以内

(※立ち上げ年度中に限り、寄り合いの場の整備費及び備品購入費として)

②運営・活動助成

種 類	助 成 額
① 地域サロン	週1回開所の場合は、一月5,000円×実施予定月数 週2回開所の場合は、一月10,000円×実施予定月数 週3回開所の場合は、一月15,000円×実施予定月数
② 広域型いきいきサロン	(共募) 一月3,000円×実施予定月数
③ いきいきサロン	(共募) 一律5,000円/年

(2) 【財源】社協会費 ※本会会費納入地域のみが助成対象になります。

①運営・活動助成

助成額（通年実施の場合）	助成額（新規；年度途中の開所の場合）
(会費) 一月3,000円×実施予定月数 ※本会会費納入地域のみ対象	*開所月から実施予定月数

※地域サロンは、この限りではない。

(助成金の申請)

第7条 助成を受けようとする団体は、次の各号に掲げる書類を期日までに本会会長に提出しなければならない。

- (1) 助成金交付申請書(第1-1号様式)、立上げ助成交付申請書(第1-2号様式) (※新規立ち上げ団体のみ)
- (2) 会則または運営要領など
- (3) 当該年度事業計画及び予算書、前年度事業報告及び決算書
- (4) 会員名簿
- (5) その他、本会が必要とする書類

(審査)

第8条 審査については、助成金交付要綱第9条に基づき行うものとする。

(内示及び決定)

第9条 内示および決定については、助成金交付要綱第10条に基づき行うものとする。

(事業の報告)

第10条 事業の報告については、助成金交付要綱第11条に基づき行い、立ち上げ助成を受けた団体は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 立ち上げ完了報告書(第5-2号様式)

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、本会会長が別に定める。

附則 この要領は、平成18年 4月 1日から施行する。
この要領は、平成20年 4月 1日から施行する。
この要領は、平成21年 4月 1日から施行する。
この要領は、平成26年 6月26日から施行する。
この要領は、令和 元年12月 1日から施行する。
この要領は、令和 2年12月 1日から施行する。